

令和3年第21回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年12月21日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年12月21日(火) 午後1時30分から午後2時9分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	2番	齋藤一男君		3番	梅津幸一君
農地部会長	4番	寺本恵二君		5番	安藤良司君
	6番	高崎利彦君		7番	山岸洋文君
	8番	武田透君		9番	中川誓子君
農地副部会長	10番	小林寿美君		11番	重清幸良君
振興部会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	17番	田村秀司君		18番	木村勝彦君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田中三智雄君	主査	矢野豊君
主事補	加賀屋敦君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和3年第21回 美幌町農業委員会総会
令和3年12月21日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|--------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第37号 | 第7回 振興部会会議結果報告について |
| 日 程 第 6 | 報告第38号 | 農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について |
| 日 程 第 7 | 議案第89号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 8 | 議案第90号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用利用集積計画(案)の決定について |
| 日 程 第 9 | 議案第91号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 10 | 議案第92号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 11 | 議案第93号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |
| 日 程 第 12 | 協議第8号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想策定(変更)について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第21回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号6番 高崎委員、同じく議席番号7番 山岸委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と加賀屋主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告2件、議案5件、協議1件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号1番 日並 一三委員、同じく議席番号16番 佃委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第37号「第7回 振興部会会議結果報告について」を議題と致します。
振興部会長	第7回 振興部会会議結果報告書。振興部会の会議結果について美幌町農業委員会部会等設置規程第11条第1項の規定により下記のとおり報告する。 令和3年11月25日。美幌町農業委員会 振興部会長 小泉 豊和。美幌町農業委員会 会長 千葉 正美 様。記。1、案件 (1) 道外先進地視察研修について。2、開催日時 令和3年11月25日 木曜日 午後2時17分から午後2時35分。3、開催場所 議会第1、第2説明員控室。4、出席者 わたくしほか9名、千葉会長、事務局、田中局長、矢野主査。5、会議結果につきましては事務局よりよろしく申し上げます。

事務局	<p>会議結果についてご報告致します。（１）実施につきましては新型コロナ禍による中止を視野に置いた上で実施検討を進めることと致しました。（２）日程につきましては11月実施の三泊四日と致しました。（３）視察先の選定につきましては全委員にアンケートを取ったのち、協議することと致しました。ご説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第37号「第7回 振興部会会議結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第6、報告第38号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」を議題と致します。</p>
事務局	<p>本件は租税特別措置法第70条の4第1項の規定により農地等の贈与税の納税猶予を受けている農業者が3年ごとに営農継続届出書を税務署に提出する必要があることから調査したもので対象者は議案5ページに記載の2名でございます。</p> <p>各地区担当委員さんにご確認をいただき、全員が農地等を贈与された日から引き続き農業を営んでおり適格者であることを報告致しますとともに本調査結果に基づき証明書を交付させていただきますのでよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上でございます。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、報告第38号「農地等の贈与税の納税猶予適用者が農業を引き続き行っている旨の調査結果報告について」は承認することに決定を致します。</p>
議長	<p>日程第7、議案第89号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。</p> <p>内容番号47号。</p>
事務局	<p>内容番号47号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成29年5月25日から令和4年5月24日までの5年間、合意解約年月日は令和3年12月6日、土地引渡日は令和3年12月6日でございます。</p> <p>以上本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長	<p>ご異議ございませんか。</p>
	<p>（「異議なし」の声）</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、内容番号47号は適当と認めます。</p> <p>議案第89号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。</p>

議 長 日程第8、議案第90号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。
内容番号154号。

事 務 局 今月の案件は全16件で内容につきましては農業公社の買入が1件、再貸付が12件、農業公社からの一時貸付が3件となっております。
内容番号154号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は先の議案第89号 内容番号47号で合意解約した農地で農業公社の買入案件です。所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年12月22日、代金の支払期限は令和4年2月14日、利用調整日は令和3年12月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

14 番 内容番号154号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが所有する農地を処分するため、農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、3条で借りていた〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号154号は適当と認めます。
内容番号155号。

事 務 局 内容番号155号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和13年12月31日までの10年間、利用調整日は令和3年12月3日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番 内容番号155号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作四品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長 ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

議 長 ご異議なしと認め、内容番号155号は適当と認めます。
内容番号156号。

事 務 局 内容番号156号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧ください。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧ください。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月

22日から令和8年10月25日までの5年間、利用調整日は令和3年12月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

11 番

内容番号156号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は10月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号156号は適当と認めます。

内容番号157号から158号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号157号から158号について一括ご説明致します。参考資料は5ページから9ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和13年12月31日までの10年間、利用調整日は令和3年11月24日でございます。

内容番号157号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧ください。内容番号158号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号157号と158号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは法人化し、酪農を営み、およそ160頭を搾乳し、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号157号から158号は適当と認めます。

内容番号159号から161号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号159号から161号について一括ご説明致します。参考資料は10ページと11ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和8年12月31日までの5年間、利用調整日は令和3年11月24日でございます。

内容番号159号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案13ページをご覧ください。内容番号160号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号161号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第

18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号159号から161号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは〇〇法人で畑作三品、玉ねぎ、人参を。〇〇さんは家族3人で畑作三品を。〇〇さんは法人化し、野菜、小麦、大豆を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしく申し上げます。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号159号から161号は適当と認めます。
内容番号162号。

事 務 局

内容番号162号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧頂きます。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧頂きます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和8年12月31日までの5年間、利用調整日は令和3年12月1日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号162号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族2人で玉ねぎ、人参、小麦を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号162号は適当と認めます。
内容番号163号。

事 務 局

内容番号163号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧頂きます。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧頂きます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和8年10月26日までの5年間、利用調整日は令和3年12月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号163号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は10月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。よろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号163号は適当と認めます。

内容番号164号から166号は関連がございますので一括上程致します。なお、内容番号166号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき議事参与の制限により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事 務 局

内容番号164号から166号について一括ご説明致します。参考資料は14ページと15ページをご覧頂きます。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和8年12月31日までの5年間、利用調整日は令和3年12月3日でございます。

内容番号164号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案14ページをご覧頂きます。内容番号165号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号166号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧頂きます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号164号から166号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族5人で畑作三品を。〇〇さんは小麦、甜菜、玉ねぎを。〇〇さんは家族3人で畑作四品とソバを作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号164号から166号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号167号。

事 務 局

内容番号167号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧頂きます。本件は農業公社からの貸付案件でございます。利用権の設定をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧頂きます。賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和8年10月25日までの5年間、利用調整日は令和3年12月6日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号167号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は10月総会において〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが貸付事業で5年間借りるものです。〇〇さんは家族4人で畑作三品、玉ねぎを作付けし、意

欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号167号は適当と認めます。
内容番号168号から169号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号168号から169号について一括ご説明致します。参考資料は17ページをご覧ください。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年12月22日から令和13年12月31日までの10年間でございます。

内容番号168号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、利用調整日は令和3年11月30日でございます。内容番号169号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号168号と169号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎ、小麦、甜菜を。〇〇さんは畑作三品を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号168号から169号は適当と認めます。
議案第90号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第91号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。
内容番号56号から57号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号56号から57号について一括ご説明致します。参考資料は19ページをご覧ください。本件は新規の賃貸借案件でございます。借受人は〇〇の〇〇さん、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から1年間、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種類別は賃貸借権でございます。内容番号56号についてご説明致します。貸付人は〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号57号についてご説明致します。貸付人は〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく、農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料20ページと21ページの調査表にあるとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしており、問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号56号と57号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが亡くなった父の〇〇さん、祖父の〇〇さん名義の農地を〇〇さんに賃貸するものです。〇〇さんは家族3人で小麦と甜菜を作付けされ、意欲的に営農

	<p>されておりますのでよろしくお願ひ致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを12月10日、中川委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号56号から57号は適当と認めます。 議案第91号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第92号「現況証明願について」を議題と致します。 内容番号29号。</p>
事 務 局	<p>内容番号29号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
1 1 番	<p>内容番号29号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は〇〇さんの住宅や倉庫が建っており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月4日、小泉委員、佃委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号29号は適当と認めます。 内容番号30号。</p>
事 務 局	<p>内容番号30号についてご説明致します。参考資料は24ページをご覧ください。願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願ひ致します。</p>
1 8 番	<p>内容番号30号につきましては只今事務局説明のとおりです。 この土地は区画整理がされている住宅街の中にあり、〇〇さんの住宅が建っており、相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを12月2日、日並一三委員、安藤委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号30号は適当と認めます。 議案第92号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第11、議案第93号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。</p>

	内容番号26号。
事務局	内容番号26号についてご説明致します。参考資料は26ページをご覧願います。申し出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案19ページをご覧願います。利用調整の経過につきましては申出日が令和3年12月6日、利用調整を行った時期が令和3年12月6日から令和3年12月20日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、内容番号26号は適当と認めます。 議案第93号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。
議長	日程第12、協議第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想策定(変更)について」を議題と致します。
事務局	協議第8号農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想策定変更についてご説明致します。 基本構想とは町が定めており、農業に関する基本的なものを載せているもので皆さんに特に関係するところでは認定農業者の営農類型を定めているのがこの基本構想でございます。今回の変更につきましては平成28年に変更を行ってから5年経過し、内容を見直すために美幌町長より協議の申出がございました。特に関係します営農類型については参考資料のとおり、営農類型の追加や削除、面積の変更といった大きく変わった内容はございません。各営農類型の詳細につきましては別添資料6ページから24ページに記載しておりますので、ご確認いただければと思います。なお、普及センター、農協とも協議した結果とも聞いております。今回はこの変更については農業委員会、農協等の関係機関に意見を聞いて、問題がなければこの基本構想を来年度から運用したいということが今回の町からの申し入れでございますのでその内容につきましてご審議いただきたいと思いますのでよろしくお願い致します。事務局からの説明は以上です。
議長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議長	ご異議なしと認め、協議第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく美幌町農業経営基盤強化促進基本構想策定(変更)について」は適当と認めることに決定を致します。
議長	以上で全議案の審議を終了致しました。 これをもちまして第21回美幌町農業委員会総会を閉会致します。
議長	ご苦労様でした。

閉会 午後2時9分